

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進・効果的な実施に向けて、教育委員会において御対応いただきたい事項を改めて周知するものです。

7 文科教第 1783 号
令和 8 年 3 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省総合教育政策局長
塩 見 み づ 枝

令和 7 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動
実施状況調査結果を踏まえた対応等について（通知）

平素より、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る施策の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「令和 7 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果（以下「調査結果」という。）」を令和 7 年 11 月 7 日にとりまとめました。今回の調査結果において、公立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入率は 64.9%（前年度から 6.2 ポイント増）に達することとなりました。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校は全体の半数を超え（義務教育段階では約 6 割）、一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築が着実に進んできております。

一方で、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の機能を効果的・継続的に発揮し続けるためには、既に導入している学校においても、取組の質の維持・向上が必要となり、各教育委員会においてはコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の担い手等に対する適切な伴走支援が求められます。このため、調査結果等を踏まえた下記の点について、管下のコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の状況を御確認の上、御対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知するとともに、市区町村教育委員会や各学校等が適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。また、各教育委員会におかれては、内容に応じてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動以外の関係部署（知事部局を含む。）へ周知いただきますようお願いいたします。

【調査結果について】

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/chosa/2025.html>

記

1. コミュニティ・スクールの導入促進について

調査結果によると、学校運営協議会の導入が着実に進んでいる一方で、地域間で差が生じており、導入率が未だ低くなっている地方自治体が見られる。学校運営協議会の設置が努力義務となっていることを踏まえつつ、未導入の学校について、他の地方自治体のコミュニティ・スクールの成果や好事例を共有しながら導入を検討すること。

また、義務教育段階の導入率が約72%となっている一方で、幼稚園で約19%、高等学校で約44%、特別支援学校で約56%となるなど、学校種間で差が生じている。こうした学校種においても、産学連携、幼小接続、高大接続、福祉関係機関との連携による切れ目ない支援など、学校種ごとに求められる地域と学校の連携・協働を実現するために、コミュニティ・スクールの導入を検討することが望ましい。その際、学校種間を越えた連携が必要となることから、学校種を越えたコミュニティ・スクールとして一体的に運営することも考えられる。

なお、法律に基づく学校運営協議会ではない類似の制度を設けている地方自治体もあるが、学校運営協議会は、法律に基づく以下の特徴により、学校運営協議会の委員に当事者性、自立性・対等性、責任が担保されると考えられることから、地域住民や保護者等の主体的な参画や自治意識の醸成を図るためにも、制度の趣旨を踏まえ、法律に基づく学校運営協議会の設置について検討すること。

○学校運営協議会の委員は、法律に基づき教育委員会から任命され、特別職の地方公務員の身分を有することになること。(※)

○学校運営協議会は、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針に対する承認、学校運営に対する意見の提出、教員の任用に関する意見の提出といった、法律に基づく権限を有すること。

※学校運営協議会の委員について

- ・地方公務員法第3条第3項第2号に規定される特別職の非常勤地方公務員に対して、各地方自治体は地方自治法第203条の2に基づき報酬を支給しなければならないとされているところ、委員報酬等に対して国として地方財政措置を行っていることを踏まえ、適切な処遇を行うこと。
- ・学校教育目標の実現に向けて連携・協働する実践力のある者を任命するために、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しながら、適切な人材を幅広く求めることが考えられる。

2. 地域学校協働本部の整備について

調査結果によると、公立学校における地域学校協働本部の整備率は約67%であった。地域学校協働本部とは、「幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働

活動を推進する体制」であり、必ずしも条例に基づく組織や専用施設の設置は必要ないが、地域学校協働活動の実施にあたり必要となるコーディネート機能により、継続的・安定的に多様な活動が実施されているものを指す。地域住民等（地域住民、民間企業、団体等。以下同じ。）が学校の授業や放課後活動等を含めた多様な教育活動に参加するなど、教育課程の内外に関わらず、地域と学校の連携・協働が促進されることにより、社会総がかりでの教育を実現し、地域の活性化が図られることが期待されている。こうしたことを踏まえ、各教育委員会が地域学校協働活動に係る事業を実施するに当たっては、継続的・安定的な活動が実施されるよう、上記の機能を備えた地域学校協働本部など、地域住民等と学校との連携協力体制を整備することが望ましい。

3. 地域学校協働活動推進員等の配置について

調査結果によると、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む。以下同じ。）は全国で約 35,000 人が配置されているが、1校当たりの配置人数は地域間で差が生じている。地域学校協働活動の推進には、地域住民等や学校関係者との連絡調整、学校のニーズの把握、地域学校協働活動の企画・調整等を担うコーディネーターの役割が非常に重要となるため、地域住民等と学校との連携・協働体制の整備の一環として、地域学校協働活動推進員等を配置することが望ましい。

地域学校協働活動推進員等は、地域住民と学校関係者との連絡調整、地域学校協働活動のコーディネートを担うことから、地域における社会教育人材や社会教育関係機関の関係者、教員経験者等の中から、連携・協働関係を構築できる者を委嘱することが想定される。

地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の活用を検討すること。

なお、令和7年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）や、それに伴い改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づくいわゆる「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、地域学校協働活動に参画するボランティアや外部機関との連絡調整については、学校の教職員が担うのではなく、地域学校協働活動推進員等の学校以外の主体が担うことが望ましい。

4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について

調査結果によると、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校の割合は約52%となっているが、地域間で差が生じている。

学校教育は、学校だけではなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要である。そのため、学校運営協議会における協議の結果を踏まえながら、学校教育を地域学

校協働活動により充実させる観点や、地域課題を学校、児童生徒、保護者等との協働により解決していく観点等から、両取組の一体的推進を図ることが重要である。その際、両取組が円滑に連動しながら展開されるよう、地域学校協働活動推進員等を配置し、当該地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会委員として任命することが想定されていることから、そのような地域住民等と学校の連携協力体制を整備することが望ましい。

5. コミュニティ・スクールの効果的な運営の継続に向けた取組について

学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組に係る調査結果からは、学校運営協議会間の情報交換等のほか、教職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会・説明会の継続的实施が40%に満たない状況が明らかとなった。そのほか、例えば、学校運営協議会の開催が年3回以下であり、定例的に学校長からの説明を受けるだけの内容となっているなど、学校運営協議会が形式的なものになっているのではないかとといった指摘もある。

このような状況を改善するためにも、研修会・説明会等を実施し、学校、児童生徒及び地域を取り巻く課題やそれらの課題解決を図った好事例を、熟議を通して共有するなどして、学校運営協議会委員が当事者として主体的に学校運営の改善に参画できるよう、教育委員会として働きかけや伴走支援を積極的に行うことが重要である。また、以下【参考】で示している協議事項例や解決を望む具体的な課題を学校側から学校運営協議会委員に適切に提示・共有し、コミュニティ・スクールを活用した課題解決を図ることや、学校と地域との協働をより円滑に進められるよう、学校運営協議会の取組として委員と教職員の熟議を行うことなどが考えられる。

教育委員会が実施する研修・説明会等については、文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用することが可能であるため、本事業の活用により、学校運営協議会の質の維持・向上に向けて取り組むことについて検討を行うこと。

このほか、文部科学省CSマイスターの活用や、同事業を活用した都道府県・指定都市及び中核市教育委員会におけるCSアドバイザーの配置など、伴走支援体制の整備についても検討を行うこと。

【参考】学校運営協議会の協議事項について

学校運営協議会の導入後、学校運営の改善や地域との協働を効果的に行うためには、学校運営協議会において取り扱う課題が適切に設定され、活発な協議を通じて、地域学校協働活動等による具体の対応につなげていくことが重要である。取り扱う協議事項については、例えば、以下のようなものが考えられる。

<協議事項例>

- ・教育課程の編成に関すること
- ・学校の働き方改革に関すること（※1）
- ・学校施設の活用に関すること
- ・放課後児童対策に関すること
- ・家庭教育支援に関すること

- ・学校図書館に関すること
- ・学校安全（学校安全計画や危機管理マニュアルなど）に関すること
- ・日本語教育支援に関すること
- ・児童生徒の学力及び学習習慣・生活習慣の状況に関すること（※2）
- ・学校の適正規模・適正配置に関すること
- ・学校評価に関すること
- ・不登校対策等の生徒指導上の課題解決に関すること
- ・特別支援教育の推進に関すること
- ・部活動の地域展開等に関すること
- ・地域の教育機関、社会教育施設、民間企業、団体等との連携に関すること

※1 給特法等一部改正法により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第4項が改正され、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされた（同規定は令和8年4月施行）。

学校における働き方改革の取組を進めるためには、保護者や地域住民の理解を得た上で、働き方改革の推進に必要な協力が得られる体制を構築することが重要であり、学校運営に関する基本的な方針を学校運営協議会で議論する際、今般の法改正を踏まえて地域住民や保護者との間で業務の役割分担や必要な支援について調整を行うことなどが求められる。なお、文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」では、地域住民や保護者による教員の業務負担軽減につながる活動の経費について支援していることから、同事業の活用を検討すること。

※2 全国学力・学習状況調査等の諸学力調査の結果（児童生徒質問調査や経年変化分析調査・保護者に対する調査を含む。）を踏まえ、学習指導の改善、家庭学習の充実、テレビゲーム・スマートフォンの使用に関する啓発など、児童生徒に対する学習支援の充実方策を学校運営協議会で協議し、保護者や地域の理解と協力の下に各学校の実情に応じた取組を推進いただきたいこと（「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表②及び調査結果の活用や取扱いについて」（令和7年8月8日付け7文科教第799号総合教育政策局長通知）及び「令和6年度全国学力・学習状況調査経年変化分析調査及び保護者に対する調査の結果について」（同日付け7文科教第800号総合教育政策局長通知）参照）。

【別添】 地域と学校の連携・協働体制構築事業

(参考)

- ・ 調査結果、関連資料、取組事例の紹介など
文部科学省「学校と地域で作る学びの未来」 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- ・ 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果公表②及び調査結果の活用や取扱いについて（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20250812-mxt_chousa02-000036913.pdf
- ・ 令和6年度全国学力・学習状況調査経年変化分析調査及び保護者に対する調査の結果について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20250812-mxt_chousa02-000030972.pdf

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課地域学校協働推進室地域学校協働企画係

TEL : 03-6734-3284（内線 2005、3284）

E-mail : s-manabi@mext.go.jp

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

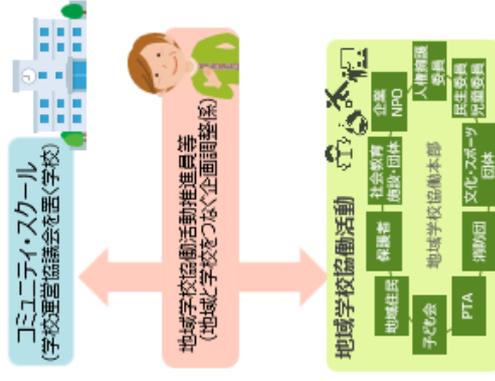
現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- ▶ **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す。**
- ▶ コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点：22,009校、64.9%

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援
(事業実施期間：平成27年度～)

交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合は、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 地域学校協働活動推進員等の配置を促進
学校における働き方改革、郷土教育や地域産業を担う人材育成などの地域課題に応じた追加配置や常駐的な活動等を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - CSアドバイザーの配置促進
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - 学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援（地域未来塾等）や体験・交流活動等を支援
 - 郷土学習に係る活動等を支援
 - 共働き世帯の増加に伴う学校始業前(朝)における活動等を支援

令和8年度予算額（案） 7,052百万円
前年度予算額 7,052百万円

関連文書等

- ・経済財政運営と改革の基本方針2025 (R7.6.13閣議決定)
- ・地方創生2.0基本構想 (R7.6.13閣議決定)
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (R7.6.13閣議決定)
- ・放課後児童対策(パッケージ)

別添

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

- すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
【参考】平均補助金受ける自治体 R7:1,376自治体 R5:1,366自治体 R6:1,374自治体
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加
【参考】平均補助金受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数 R5:31,125人 R6:32,675人 R7:33,172人
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

- 子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加
- 子供を取り巻く課題（地域の課題）を改善・解決した自治体の増加
- 子供を取り巻く課題（家庭の課題）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備
【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R7:22,693校
【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R7:22,009校
【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム（成果目標）

地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成
【参考】地域や社会をよくなるために育かしてみたいと感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)